

株式会社ジェイエイオート長野

女性活躍法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、次のとおり行動計画策定する。

【計画期間】

令和7年4月1日～令和12年7月31日

【目標】

全社員の年次有給休暇取得10日以上を50%以上とする。

【実施時期・取組内容】

令和7年4月1日より年次有給休暇取得率の低い拠点・部門において業務内容を見直し、業務効率向上の為の取組を実施する。